

「本庄市文化財保存活用地域計画（案）」に対する意見と市の考え方

1. 意見等の募集期間 令和5年1月11日（水）～令和5年2月9日（木）

2. 意見等の受付人数 1人 15件（提出の内訳：持参1人）

3. 提出された意見と市の考え方

(1) 計画全般に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
1	-	本庄市宿域は、明治期の繭の集積地として栄えた影響だろうか、江戸記の香を残す建造物は皆無である。以前「市長への手紙」で「中山道最大の宿場町」の表現はいかかなものかと問うたが、のれんに腕押しであった。今回パブリックコメントを求めるについては、行政側の本気度が問われていると思っているので注目していきたい。	ご意見として承ります。

(2) 第5章 多様な価値を持つ幅広い分野の文化財の把握 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
2	77	表5-1について、5か所すべて丸印なのは『考古資料』のみで、既存調査が行われていないもの・今後調査の余地が残るものが多い。今後本当に出来るのか。	文化財の性質上、5つの時代区分すべてで対象となるのは「考古資料」のみです。 また、考古資料以外の文化財（特に民俗文化財）は経年変化を確認するための継続調査が必要になります。 これらの既存調査の不足を補い、将来に向けて文化財を確実に継承していくための取組を定めることも本計画策定の意義の一つです。 なお、表5-1につきましては、文化財と年代の関係性の表記について修正をいたします。
3	80	『調査・研究に関する取組は文化財保護課が積極的に主体を担い、(後略)』とあるが、これだけのボリューム量があるのに現在の課員数(将来どのくらい増員されるかは不明だが)で出来るか疑問だ。	本計画の措置は、「課題の解決に向けて今後の文化財行政において取り組まなければならないこと」であり、一度に着手するものではありません。また、措置の達成に向けて、必要な人員や体制の検討・整備も行ってまいります。

(3) 第7章 歴史文化の魅力発信・郷土の誇りと愛着の醸成 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
4	99	<p>メインガイダンス施設である「本庄早稲田の杜ミュージアム」とサテライト施設である「旧本庄商業銀行煉瓦倉庫」「旧本庄警察署」「競進社模範蚕室」「塙保己一記念館」の周遊性を高めるとあるが、具体的にどのような交通手段で周遊性を高めるつもりなのか。本庄駅・本庄早稲田駅・児玉駅間を結ぶ新たな公共交通路線を設定する必要があるのではないか。</p> <p>メインガイダンス施設である「本庄早稲田の杜ミュージアム」に近世以降の資料を展示するスペースは有るのか。サテライト施設を用いた分散展示でもよいのではないか。</p>	<p>ご指摘につきましては、ご意見として承ります。</p>
5	101	<p>表7-1について、実現すれば素晴らしい事業だが、これを統括し、進捗状況を確認し、是正勧告を行う部署は明確化されているのか。それをどのように市民に周知するのか。</p>	<p>具体的取組主体につきましては、今後定めていくものとなっております。</p> <p>本計画作成後の事業の進捗管理につきましては、P.16 にございますとおり、KPI（重要業績評価指標）を用いて目標値の達成確認を行うとともに、今後設置予定の協議組織への報告及び協議組織からの助言をもって行います。</p>

(4) 第8章 地域一体で文化財の保存・活用を支える仕組みづくり に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
6	106	『本市の歴史文化の特徴に合わせた専門職員の確保・育成を通して、(後略)』とある。職員育成には年月が必要であり、育成した職員が他部署へ移動したのでは元も子もない。どのような期間・形態で働いてもらうのか。	ご指摘につきましては、ご意見として承ります。
7	111	『近隣市町村』に熊谷市、寄居町、群馬県高崎市が入っていない。	『近隣市町村』には、本市と隣接している市町村を挙げております。

(5) 第9章 文化財の一体的・総合的な保存と活用 に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
	114	「上杉道」を加えられないか。	本計画で掲載した関連文化財群及び保存活用区域は、あくまで計画作成段階のものであり、今後の調査研究を進めるなかで、文化財の追加が起こりうるものです。 ご指摘につきましては、ご意見として承ります。
9	139	方針に挙げた内容について、措置終了までの具体的な工程を示してもらえるか。最終措置終了が令和14年度となっているが、これらを全てクリアできるのか。	本計画は、今後の文化財保護行政において必要となる事業を挙げることで、長期的かつ計画的に取り組んでいけるようにすることを目的としています。具体的な工程につきましては、各措置の実施に合わせて検討してまいります。 また、令和14年度は計画期間の最終年度であって、計画中に挙げた各措置の実施期間ではございません。 P.16にもございますとおり、事業の改善や目標値の再検討を図り令和9年度の間評価を実施し、計画の確実な推進に努めてまいります。

(6) 巻末資料2 未指定文化財リスト に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
10	152	『37/近代建築/飯塚医院』が現地になかった。	『飯塚医院』の概要にありますように、昭和 58 年（1983）時点で取り壊し計画があり、すでに取り壊しが行われた建物であるため現存しておりません。 巻末資料 2 につきましては、既存調査報告書 265 冊から市域の未指定文化財を現存・消失を問わずリスト化したもので、これらの文化財の現状確認につきましては今後取り組む事業となります。
11	175	9 基の道標について記載されているが、「本庄市石造物調査報告書」の①本庄市 2 丁目 8 番 17 号の道標と②台町の道標が抜けているのではないか。	ご指摘いただいた文化財のうち、①は「本庄市石造物調査報告書」P. 105 掲載の番号 33-3(本庄 2 丁目 8 番 17 号)、②は同資料 P. 103 掲載の番号 27-1 (台町) であると確認いたしました。 番号 33-3 及び番号 27-1 は「本庄市石造物調査報告書」で庚申塔と分類されております。そのため、本計画においても庚申塔に分類し、番号 33-3 は歴史資料 771 (P. 169)、番号 27-1 は歴史資料 765 (P. 169) に掲載しております。 なお、文献番号 44 から抽出した資料の年代表記に誤解を招く表現があったため、修正いたします。
12	191 - 192	『396/城館跡/五十子城跡』と『418/城館跡/五十子陣跡』と分けて表記してあるが、別物なのか。 五十子陣についてもっと研究してもらいたい。	巻末資料 2 につきましては、範囲や構成要素を含めて同一であると断定できる文化財を除き、出典中の表記に則って名称を記載しています。 後半のご指摘につきましては、ご意見として承ります。

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
13	196	すでに移転された神社が記載されている。	巻末資料 2 につきましては、既存調査報告書 265 冊から市域の未指定文化財を現存・消失を問わずリスト化したもので、これらの文化財の現状確認につきましては今後取り組む事業となります。
14	196	『565/内田本陣跡』概要にある『直称南本陣』とは何か。	ご指摘の箇所は、出典である埼玉県立博物館編 1983.「中山道(歴史の道調査報告書 第 5 集)」の記述を引用したものです。原点の記述に則り引用いたしましたが、「通称」の誤字と思われるため、以下のように修正いたします。 『通称南本陣』
15	-	巻末資料 2 には記載されていないが、「天保 13 年本庄宿籠絵図(そえず)」は含まないのか。	巻末資料 2 は、既存報告書から未指定の文化財を既存、滅失を問わず抽出したものであって、個人所蔵の資料や県立博物館等が所蔵する資料を悉皆的に調査及び網羅したものではありません。